

令和5年5月1日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

新型コロナウイルス感染症の類型変更に伴う県の対応について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事から次のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。
つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

通知の概要

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「五類」に見直されることから、事業者における5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応は以下のとおりとする。

- ・感染防止対策は、国や自治体が一律に求めることはなくなり、事業者が自主的に取り組むことがベースとなる。
- ・「感染防止対策取組書」は様式を一部見直し、県ホームページで様式を提供する。(希望によりダウンロード可能)
- ・県ホームページで事業者の自主的な取組の参考となる情報を提供する。(希望によりダウンロード可能)
- ・「飲食店等感染防止対策実施店認証制度」は、5月7日で終了する。